

真庭市立富原小学校 いじめ防止基本方針

令和5年度

いじめに関する現状と課題

本校では、毎学期定期的に行う児童対象教育相談や児童アンケート、保護者対象の教育相談日、日常的な教職員の情報交換等により、児童の実態を把握するとともに、児童が抱える問題の解決や児童の心の安定に努めている。しかし、日常生活の中で、同級生や下級生に対する「からかい」や「いたづら」、相手に対する厳しい言葉遣い、心身の苦痛を感じさせる不適切な言動などで、教職員が指導や支援にあたることもある。その都度、職員終礼で事例の報告をしたり、「ケース会議」の議題として解決方法を協議したりし、教職員全員の共通理解のもと、対応や指導にあたっている。これからも、人権意識に根ざした、互いを大切に、思いやることのできる子どもの育成を目指して指導を工夫していく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりうる」という基本認識にたち、どの児童にとっても学校が楽しい場所になるようにいじめ防止の取組を行う。
- ・いじめの未然防止に向けて、児童会活動や縦割り活動、学校行事等を充実させ、人間関係づくりを進める。

<重点となる取組>

- ・いじめを許さない学校風土をつくる。
- ・アンケートや教育相談の充実を図り、効果的に活用されるようにする。
- ・Q-Uを実施して、学級集団を分析し、全教職員で共通理解を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・PTA総会において、「スクールプラン」や「いじめ防止基本方針」について説明し、人権意識の高揚やいじめ問題への取り組みについて理解を得る。
- ・家庭訪問、学級懇談、個別懇談等で情報提供や意見交換を通して、保護者と十分に連携を図って指導を行う。
- ・学校評議員、民生委員児童委員等の協力を依頼し、児童の学校外における生活の様子についての情報を得るように心がける。
- ・地域行事への児童の積極的な参加や、地域と交流できる学校行事等の開催により、日ごろから学校、家庭、地域が協力でき、体制づくりを図る。

学 校

いじめ対策委員会

- <対策委員会の役割>
 - ・基本方針に基づく取組の実施 ・年間計画の作成と実行、検証、修正 ・いじめ事案への対応
- <対策委員会の開催時期>
 - ・随時
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・全教職員が委員会メンバーとして参加
- <構成メンバー>
 - 校外
PTA会長、学校評議員、青少年相談員、主任児童委員、SC・SSW等(必要に応じて)
 - 校内
全職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・真庭市教育委員会
- <連携の内容>
 - ・相談員、保護者支援のための専門スタッフの派遣
- <学校側の窓口>
 - ・教頭
- <連携機関名>
 - ・真庭警察署、児童相談所
- <連携の内容>
 - ・日常的な情報交換
 - ・非行防止教室の実施(必要に応じて)
 - ・連絡会議の開催(必要に応じて)
- <学校側の窓口>
 - ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

- (支え合う風土の育成のために)
 - ・いじめを許さない心と思いやりの心の育成を図る。
 - ・児童が、互いに協力し、認め合い、満足感が得られるように、学級活動や学校行事を充実させる。
 - ・道徳の授業の充実を図る。
- (職員研修)
 - ・いじめの防止・早期発見に向け、その活動内容の共通理解を図る研修を行う。また、学級経営、児童理解についての研修を深める。
 - ・教職員の指導力向上のために外部講師を招聘し、研修を深める。
- (児童会活動)
 - ・「いじめ」や「人権」について、児童が進んで計画、運営する活動を行い、いじめ防止の意識が高まるようにする。
- (情報モラル教育の推進)
 - ・ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任や影響を知り、適切に利用することの大切さについて理解できるようにする。

②
早期発見

- (実態把握)
 - ・毎学期、児童アンケートおよび「ハート&ハートウィーク」(教育相談)を実施する。
- (情報収集)
 - ・児童からの訴え、児童の様子の変容について、教職員全員が素早く対応し、情報の収集を行う。
 - ・保護者等、家庭との連携を図り、情報を得る。
 - ・職員朝礼・終礼で児童の様子について情報を出し合う。
 - ・毎月の職員会議で情報や対応について共有する。
- (相談体制の確立)
 - ・生徒指導主事、養護教諭を中心に、いつでも、だれにでも相談できる雰囲気作りをする。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童・保護者との相談機会を積極的に設ける。
- (家庭・地域との連携)
 - ・家庭や地域、関係機関との連携を密にし、情報の共有を図る。

③
いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
 - ・いじめが明らかになったり、いじめがあるとの通報を受けたりした場合は速やかにその事実について確認を行う。
- (組織的な対応)
 - ・担任、生徒指導主事が情報を収集し、早急に「いじめ対策委員会」の開催を計画する。
 - ・得られた情報をもとに、委員会内で解決までのプロセス、各教職員の任務分担を決め対応を行う。
- (児童、保護者への支援、指導)
 - いじめられた児童、保護者への支援
 - ・事実を正確に聞き取るとともに、その時の当該児童の心情を共感的に理解しながら話を聞く。
 - ・児童本人と保護者には、児童を最優先に守ることをはっきりと伝え、保護者の信頼を取り戻すとともに、安心して生活できるような支援を行う。
 - いじめた児童への指導
 - ・事実を正確に聞き取り、その時の自分の心情と相手の心情について理解できるように指導し、いじめが絶対許されない行為であることを毅然と指導する。
 - ・当該児童の周囲の環境や人間関係など、背景となる要因にも十分に配慮し、保護者の理解を得ながら健全な人間関係を育むことができるように指導する。
- ※周囲の児童へ適切な指導を行い、互いに支え合う風土をつくる。必要に応じて、スクールカウンセラーによる教育相談を行う。